

## I 調査の概要及び利用上の注意

### 1 調査の概要

#### (1) 調査の概要

「茨城県常住人口調査」は、国勢調査の間における市町村ごとの人口及び世帯数の移動状況を明らかにするため、「茨城県常住人口調査規則」(後記)に基づき、毎月市町村から報告を得て推計しているものである。

この報告書は、このうち平成3年の結果について人口動態を中心に若干の解説を加えて取りまとめたものである。

#### (2) 推計方法

この調査は、国勢調査による人口及び世帯数を基礎とし、これに毎月、住民基本台帳法及び外国人登録法に基づき届出のあった出生、死亡、転入、転出者数及び世帯の増減数を加えて推計し、以下の体系で公表している。調査項目の詳細については、茨城県常住人口調査規則第5条(調査事項)を参照されたい。

また、年齢別人口の推計方法については、別冊「茨城県の人口(年齢別)」の利用上の注意を参照されたい。

#### (3) 集計事項及び公表体系

[刊行物として公表するもの]

周 期	刊 行 物 名	公表期日	集 計 事 項
毎月 (1日現在)	平成〇年〇月1日現在 茨城県の人口と世帯(推計) (月報)	翌月10日	1 每月1日現在市町村別世帯数 2 每月1日現在市町村及び男女別人口 3 前月中の市町村別人口動態 (人口増加、出生、死亡、転入及び転出者数)
四半期毎 (1,4,7,10月 1日現在)	平成〇年〇月1日現在 茨城県の人口(年齢別) (四半期報)	翌月10日	1 市町村、男女、年齢3区分別人口及び指數 2 市町村、男女、年齢各歳別人口 (各歳は0歳～69歳まで表章)
毎年 (暦年)	平成〇年茨城県の人口 (速報)	翌年2月10日	1 市町村別世帯数の増減及び人口動態
	平成〇年茨城県の人口 -常住人口調査結果報告書- (年報)	翌年3月末	本書であり、集計事項は目次及び統計表欄を 参照されたい。

注) 昭和63、64及び平成2年1月1日現在のものは年報の中に収録している。

(閲覧により公表するもの)

周 期	公 表 内 容	公 表 期 日	集 計 事 項
毎月	月別集計に関するもの	翌月10日 (月報と同時)	1 従前の住所地(県内市町村、都道府県)別転入者数 2 転出先の住所地(県内市町村、都道府県)別転出者数 3 年齢(5歳階級、4階層)別移動状況 (出生、死亡、転入、転出者数)
四半期毎	年齢別人口に関するもの	翌月10日 (四半期報と同時)	1 年齢各歳別人口 (各歳は0~99歳まで表章)
毎年	年間集計に関するもの	翌年2月10日 (速報と同時)	1 年間人口動態 (出生、死亡、県外・県内別転入、転出者数) 2 従前の住所地(県内市町村、都道府県)別転入者数 3 転出先の住所地(県内市町村、都道府県)別転出者数 4 年齢(5歳階級、4階層)別移動状況 5 年齢各歳別死者数

注) 閲覧によるものは、市町村及び男女別に集計し、県統計課において公表している。

(4) 茨城県常住人口調査規則

(昭和45年4月1日)  
茨城県規則第28号

改正 昭和55年9月29日規則第66号

(趣 旨)

第1条 この規則は、国勢調査の間における市町村ごとの人口及び世帯の移動状況を明らかにし、各種行政施策上の基礎資料を得るために、茨城県統計調査条例(昭和36年茨城県条例第16号)の規定に基づき常住人口調査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において「世帯」とは、住居及び生計をともにする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者をいう。

(調査期間)

第3条 常住人口調査は、毎月その月の1日から末日までの期間について行う。

(調査の対象)

第4条 常住人口調査は、次に掲げる者について行う。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されている者。
- (2) 外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく外国人登録原票に登録されている者。

(調査事項)

第5条 常住人口調査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 末日の性別推計人口及び推計世帯数
- (2) 性別出生者数

- (3) 性別及び年齢別の死亡者数
  - (4) 性別、年齢別及び従前の住所地別の転入者数
  - (5) 性別、年齢別及び転出先の住所地別の転出者数
  - (6) 世帯の増減数
- (事務の委任)

第6条 知事は、常住人口調査の事務を地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定に基づき、市町村長に委任する。

(報告書の作成)

第7条 市町村長は、毎月常住人口調査の結果を、知事が別に定める茨城県常住人口調査報告表(以下「報告表」という)にとりまとめ翌月15日までに知事に提出するものとする。

(結果の公表)

第8条 知事は、市町村長から提出された報告表により、市町村ごとの人口及び世帯数を推計し、その結果を公表する。年間の結果についても同様とする。

(人口等の推計の基礎)

第9条 常住人口調査による人口及び世帯数の推計は、最近の国勢調査の結果を基礎にして行うものとする。

付則 (昭和45年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

付則 (昭和55年規則第66号)

この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

## 2 利用上の注意

### (1) 用語の説明

ア 平成2年10月に国勢調査が行われ、その結果(確定値)が総務省統計局より公表(平成3年10月30日総務省告示第79号)されたため、茨城県常住人口調査規則(昭和45年規則第28号)第9条の規定に基づいて人口及び世帯数の数値を平成2年10月1日現在より改正した。したがって、平成2年10月1日以後の人口及び世帯数の数値は、平成2年国勢調査の結果(確定値)が基礎となっている。

本報告書では、自然動態及び社会動態の変動数を平成3年1月から12月までにおける毎月の累積数として取り扱っているため、「期首の数値」+「増減の数値」=「期末の数値」という関係式が成立しない場合がある。

また、動態に関する数値は昭和55年以前は外国人を含まないが、昭和56年以降は含めてある。  
イ 出生者…出生届又は出生の通知により住民票に記載した者及び外国人登録法に基づく出生の届出により登録申請を受け登録原票に記載した者。

ウ 死亡者…死亡届又は死亡の通知により住民票から消除した者及び外国人登録法に基づく死亡の届出により外国人登録証明書が返納された者。

エ 転入者…住民基本台帳法に基づく転入届により住民票に記載した者及び同法に基づく職権で住民票に記載した者。外国人登録法に基づく居住地変更登録申請により登録証明書に住所を記入した者及び入国情況の届出により外国人登録原票に記載した者。

オ 転出者…住民基本台帳法に基づく転出届により住民票から消除した者及び同法に基づき職権により住民票から消除した者。外国人登録法に基づく居住地変更登録申請により新住所地の市町村長に登録原票を送付した者及び外国人出入国通知書に記載された者。

カ 増加数及び増加率等の算出方法

人口增加数=自然増加数+社会増加数

$$\text{人口増加率} (\%) = \frac{\text{人口增加数}}{3\text{年}1\text{月}1\text{日現在人口}} \times 100$$

$$\text{性別比} = \frac{\text{男子人口}}{\text{女子人口}} \times 100$$

自然増加数=出生者数-死亡者数

$$\text{自然増加率} (\%) = \frac{\text{自然増加数}}{3\text{年}1\text{月}1\text{日現在人口}} \times 100$$

$$\text{出生率} (\%) = \frac{\text{出生者数}}{3\text{年}1\text{月}1\text{日現在人口}} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} (\%) = \frac{\text{死亡者数}}{3\text{年}1\text{月}1\text{日現在人口}} \times 1,000$$

社会増加数=転入者数-転出者数

$$\text{社会増加率} (\%) = \frac{\text{社会増加数}}{3\text{年}1\text{月}1\text{日現在人口}} \times 100$$

移動数=転入者数+転出者数

$$\text{移動率} (\%) = \frac{\text{移動数}}{3\text{年}1\text{月}1\text{日現在人口}} \times 100$$

注) 比率が相互に一致しない場合があるのは四捨五入によるためである。

キ 使用記号

- 零または該当数値のないもの

0.0, 0.00 該当数値が掲載単位未満

… 不詳

△ 負数

P 暫定数

ク 地域別…本県を次のとおり市郡別に5地域に分ける。

県北地域： 日立市 那珂湊市 常陸太田市 勝田市 高萩市 北茨城市  
那珂郡 久慈郡 多賀郡

県央地域： 水戸市 笠間市

東茨城郡 西茨城郡

鹿行地域： 鹿島郡 行方郡

県南地域： 上浦市 石岡市 竜ヶ崎市 取手市 牛久市 つくば市  
稻敷郡 新治郡 筑波郡 北相馬郡

県西地域： 古河市 下館市 結城市 下妻市 水海道市 岩井市

真壁郡 結城郡 猿島郡

ケ 都道府県を次のとおり6ブロックに分ける。

北海道・東北： 北海道 背森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

関東： (茨城県) 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県

中部： 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県

近畿： 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山县

中国・四国： 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県

九州： 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

## (2) 利用上の注意

### ア 社会増加の推計方法

県等の総人口のうち社会増加の推計方法としては、県内の社会動態（転入、転出者数）は差し引き増減なしとして、下記Aによる方法をとっているのが、総務庁統計局及び多くの都道府県である。この場合、県内移動者については、転入者の従前の住所地の市町村＝当該転出者の市町村として抱えている。

この方法は、県等の総人口はより正確であると言えるが、市町村別人口（社会増加数＝当該市町村外からの転入者数－当該市町村外への転出者数）からみた場合、転入及び転出届のずれなどから、市町村別人口の合計が県人口と一致しなくなる。

茨城県常住人口調査ではこれに対し、県人口を市町村別人口の合計と一致させるため、従前より下記Bの方法によっており、結果としてAによる県人口とは一致していない。しかし、本県においては、県内転入転出者の年平均誤差はわずかで無視できる範囲である。

A 県社会増加数＝県外からの転入者数－県外への転出者数

B 県社会増加数＝ $\Sigma$ （市町村別増加数＝市町村外からの転入者数－市町村外への転出者数）

### イ 住民基本台帳による人口及び世帯数との相違

第一に、本調査による人口及び世帯数が、基礎としている国勢調査に準拠して外国人を含む総人口であるのに対し、住民基本台帳による人口及び世帯数は、日本人のそれである。

第二に、国勢調査では、3ヶ月以上そこに住んでいるか又は住むことになっている人を調査の対象としているのに対し、住民基本台帳人口は、あくまでも台帳に登録されている人の数である。両者の定義上の違いはほとんどないが、例えば3ヶ月以上入院している人の扱いや登録地と実際の居住地が必ずしも一致していない場合もあり、実態としては若干異なる結果となっている。本県の場合、社会増加の著しい地域では両者の差は少なく、それ以外の地域では住民基本台帳人口が多めになっている。

本調査でも、国勢調査間の人口移動数は住民基本台帳から把握しているが、これによるずれはわずかであり、平成2年国勢調査による人口と、前回の昭和60年国勢調査から積み上げた本調査の差は0.2%、昭和60年の際は0.3%にとどまっている。

世帯数については、国勢調査では、昭和55年から会社等の寮は一人一世帯とし、学生寮や施設については一棟一世帯としているのに対し、住民基本台帳では全て一人一世帯としているなど定義上も若干異なっており、本調査では必要上両者の違いを無視して推計しているので、利用については留意されたい。

### ウ 出生及び死亡者の人口動態統計との相違

人口動態統計（衛生部所管）では、出生及び死者数について、当該年1月1日から翌年1月14日までに届け出られたもののうち当該年に発生した数をとりまとめる、いわゆる発生主義をとっているのに対し、本調査では早期集計の立場から、当該年（月）中に届け出られたものをその年（月）の数とするいわゆる届出主義をとっている。発生日と届出日のずれなどから両者の数は完全には一致していないが、その年平均誤差は出生及び死者数ともわずかである。